

I 福祉のまちづくりについて

兵庫県では、平成4年に制定した福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを総合的に進めています。

本章では、福祉のまちづくり条例や福祉のまちづくり基本方針の概要など「福祉のまちづくり」の考え方について記載しています。

1 福祉のまちづくりに関する兵庫県の

兵庫県では、平成4年10月に、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、平成6年に、県、市町、県民及び事業者の具体的な取組のあり方について示す指針として「福祉のまちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めました。これらに基づき、高齢者や障害者を含む全ての人がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを総合的に進めています。

平成8年には、阪神・淡路大震災の教訓及び反省から、県及び市町が、地域社会における県民相互の交流・連帯の促進等を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進することを条例に位置付けました。さらに、国による「長寿社会対応住宅設計指針」の策定を受け、住宅に対しても、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準（住宅整備基準）を定め、これに適合させることを県民の努力義務とする改正も行いました。あわせて、これらの改正内容を反映させるため、基本方針の改定を行いました。

平成14年には、より身近な施設のバリアフリー化を実現するため、生活に密着した身近な小規模店舗等を対象とした小規模購買施設等整備基準を定め、これに適合させることを施設の所有者の努力義務とするなどの改正を行いました。

平成22年には、①妊婦、乳幼児を同伴する者等に配慮した整備基準の追加など、ユニバーサル社会づくりの視点の明確化、②「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の委任規定を活用した、整備基準への適合義務の実効性の向上、③施設のバリアフリー情報の公表の義務付け、④施設の整備・運営について、障害者や建築・福祉の専門家が点検・助言する制度の創設など、ハードとソフトの両面からバリアフリー化を促進する改正を行いました。また、これらの改正内容を反映させるとともに、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時だけでなく災害等の非常時も想定し、安心して生活できる環境を確保するため、基本方針を改定し、障害者等の意見を特定施設の整備・運営に反映する先進的な取組などを導入してきました。

平成28年7月には、高齢化の進行や障害者の社会進出の拡大、さらには訪日外国人等の多様な要配慮者の増加といった、福祉のまちづくりを取り巻く状況の変化に的確に対応するため、基本方針を改定しました。

令和3年2月には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護や介助において新しい取組が求められていることなどを踏まえ、令和12年度（目標年次：令和7年度）を見据え、基本方針を改定しました。

このほか、平成11年に「まちづくり基本条例」、平成14年には「県民の参画と協働の推進に関する条例」をそれぞれ制定し、まちづくりの推進や県民の参画と協働による県行政の推進に関する枠組が確立しました。さらに、平成17年には「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定、平成30年には「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定し、まちづくりの分野のみならず、「ひと」、「もの」、「情報」、「まち」、「参加」の5つの分野で基本目標や取組の方向性を示し、ユニバーサル社会づくりを総合的に進めています。

(条例等改正年表)

	兵庫県	国
	条例、規則等	法令等
S57		「障害者対策に関する長期計画」策定
S62	長寿社会政策大綱「人生80年いきいきプラン」策定	「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」策定
H1	「すこやかな社会づくりのためのまちづくり整備指針」策定	
H2	「建築基準条例」改正 …高齢者、障害者等が利用する特殊建築物に安全措置を講ずることを努力義務化	
H4	「福祉のまちづくり条例」制定	
H5	「福祉のまちづくり重点地区整備方針」策定	
H6	「福祉のまちづくり基本方針」策定	「ハートビル法」制定
H7	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第1・2次） …精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正対応（施設用途の定義に引用する法の名称変更（精神保健法→精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）） …ハートビル法の施行に対応	「長寿社会対応住宅設計指針」策定
H8	・「福祉のまちづくり条例」改正（第1次） …住宅整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第3次） …特定施設整備基準を強化・住宅整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり基本方針」改定	
H10	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第4次） …精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の施行に対応（用途の定義に用いる用語の変更（精神薄弱→知的障害））	
H11	「まちづくり基本条例」制定	
H12		「交通バリアフリー法」制定
H14	・「福祉のまちづくり条例」改正（第2次） …小規模購買施設等整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第5次） …特定施設整備基準を強化・小規模購買施設等整備基準を追加・交通バリアフリー法に対応 ・「県民の参画と協働の推進に関する条例」制定	「ハートビル法」改正
H15	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第6・7次） …独立行政法人対応	
H16	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第8次） …独立行政法人対応	
H17	・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第9・10次） …自動回転扉に関する基準を追加、歩道に関する基準を追加 オストメイトが利用できる便房に関する基準を追加 日本道路公団等民営化関係法の施行に対応 …介護保険法の一部改正に対応 ・「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定	・「障害者自立支援法」制定 ・「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
H18	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第11次） …介護保険法の改正に対応、障害者自立支援法の施行に対応	「バリアフリー法」制定
H19	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第12・13次） …郵政民営化法等の施行に対応 …車椅子で利用できる便房の表示の統一化・障害者が利用できる駐車区画の明確化	
H20	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第14次） …商工組合中央金庫法その他の政策金融改革関係各法の施行に対応	
H22	「福祉のまちづくり条例」改正（第3次） …「高齢者等」の定義拡充（ユニバーサル社会づくりの視点の明確化） バリアフリー法の委任規定の追加（整備基準の実効性の向上） バリアフリー情報の公表を義務化 県民の参画と協働による福祉のまちづくりを追加	
H23	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第15次） …特定施設整備基準の強化その他第3次条例改正に対応	「障害者基本法」改正
H24	「福祉のまちづくり基本方針」改定 「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第16次） …地域主権改革一括法の制定によるバリアフリー法の改正に伴う公共施設整備基準の見直し	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革一括法）の制定
H25		「障害者総合支援法」制定 「障害者差別解消法」制定

H28	「福祉のまちづくり基本方針」改定	
H29	「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」制定 「福祉のまちづくり条例」改正（第4次） …ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例との調和	
H30		「バリアフリー法」改正
R1	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第17次） …JIS法改正対応（日本工業規格→日本産業規格）	
R2	「福祉のまちづくり基本方針」改定 「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第18次） …様式の押印廃止	「バリアフリー法施行令」改正
R3	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第19・20次） …バリアフリー法施行令改正に対応（条例対応小規模特別特定建築物への基準付加、読み替え規定に公立小学校等を追加） …ホテルの一般客室の基準新設、車椅子客室の基準強化	
R6	「福祉のまちづくり条例」改正（第5次） …劇場の固定観覧席の委任規定化に伴う改正 「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第21次） …バリアフリー法施行令改正に対応（車椅子使用者の便所・駐車場・劇場の固定観覧席の設置数の基準強化等）	「バリアフリー法施行令」改正

2 福祉のまちづくり条例の概要

「福祉のまちづくり条例」の構成は、以下のようになっています。社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、共同住宅等の特定施設に対する整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れています（関係条項を第3章第1節で規定）。また、第3章の2では、利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営を進めるため、特定施設の整備・運営について点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」や県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備が行われている特定施設として「県民参加型特定施設」を規定しています。

第1章 総則	定義、責務等
第2章 基本方針等	福祉のまちづくり基本方針等
第3章第1節 特定施設 （多数の者が利用する施設） 新築等される 特定施設 義務規定 ＜指導・助言・勧告・公表＞	特別特定建築物等に係る基準適合義務 （バリアフリー法の委任規定） <対象施設> ・ 社会福祉施設 ・ 医療施設 ・ 教育文化施設 ・ 官公庁施設 ・ 100㎡以上の店舗等 ・ 21戸以上の共同住宅 ・ 3000㎡以上の事務所・工場 等 <手続> ○建築基準法に基づく建築確認・検査（条例に基づく届出は不要） ○バリアフリー法に基づく所管行政庁の指導・助言、命令・罰則 <対象施設> ・ 駅舎 ・ 地下街 ・ 道路 ・ 公園等 <手続> ○条例に基づく届出・検査 ○知事の指導・助言、勧告・公表
既存の特定施設 努力規定 ＜指導・助言・要請＞	<対象施設> ・ 同上 <手続> ○手続なし（整備基準のみ） ＜バリアフリー情報の公表＞……義務規定 ○特定用途かつ一定規模以上の特定施設の所有者・管理者による、当該施設の整備状況に関する情報のインターネット等での公開
第3章第1節の2 小規模購買施設等 努力規定 ＜指導・助言・要請＞	<対象施設> ・ 100㎡未満の店舗等 <手続> ○条例に基づく届出（検査なし）
第3章第2節 公共車両 努力規定 ＜指導・助言＞	<対象施設> ・ 公共車両 <手続> ○手続なし
第3章第3節 住宅 努力規定 ＜指導・助言＞	<対象施設> ・ 住宅 <手続> ○共同住宅（21戸以上）の届出（検査なし） ○その他：手続なし（整備基準のみ）
第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり	○特定施設の所有者等による利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営と整備・運営に関する情報の公表……努力規定 ○特定施設の整備・運営について点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」の登録とあっせん ○県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備・運営が行われている特定施設を「県民参加型特定施設」として認定

3 福祉のまちづくり基本方針の概要

(1) 福祉のまちづくり基本方針とは

「福祉のまちづくり基本方針」は、全ての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築に向け、条例に基づき福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県、市町、県民及び事業者の具体的な取組のあり方を示す指針です。

現行の基本方針は、令和3年3月に改定され、令和7年度を目標年次として福祉のまちづくりに関する取組を進めています。

(2) 福祉のまちづくりの理念

急速な高齢化や障害者の社会進出等に対応し、ユニバーサル社会づくりの視点の下に、福祉のまちづくりを実現するため、以下を福祉のまちづくりの理念としています。

「ユニバーサル社会の実現に向け、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとする全ての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり」

(3) 福祉のまちづくりの基本的方向

福祉のまちづくりの理念のもと、以下の基本的方向に沿って施策を推進します。

① 全ての人々が安全かつ快適に利用できる施設のよりきめ細かなバリアフリー化の推進

福祉・医療・教育施設等の公益的施設等の建築物単体において、全ての人々が、安全・快適に利用し活動できるよう、よりきめ細やかなバリアフリー化に向けた取組を進める。

また、働く障害者や訪日外国人等にも対応したユニバーサル化を進めるため、バリアフリー整備基準の見直しなどを進める。

加えて、誰もが安心して生活し、活動できる社会を実現するため、平常時だけでなく自然災害等の非常時も想定した整備を進める。

② 全ての人々が円滑に移動し、活動できるまちのユニバーサル化の推進

全ての人々が円滑に移動し、活動できるよう、県、市町、事業者、住民団体等との協働による駅周辺や商店街等のまちのユニバーサル化や公共交通のバリアフリー化を進める。

③ ハード整備の取組を補完する心のバリアフリー化の推進

全ての人々が、公益的施設等を快適に利用し、目的地まで円滑に移動ができるようバリアフリーに関する情報提供の取組を進める。

また、きめ細かな移動支援やみんなの声かけ運動による助け合いなど人的支援による取組を進める。

加えて、県・市町・関連団体への連携強化及び福祉のまちづくりの普及啓発や情報発信などによる相互理解の取組を進める。

(4) 福祉のまちづくりの推進施策

福祉のまちづくりの課題に対応し、基本的方向に沿った施策として、以下の取組を掲げています。

基本的方向	推進施策
1 全ての人が安全かつ快適に利用できる施設のよりきめ細かなバリアフリー化の推進	1 公益的施設の更なるバリアフリー化の取組の推進 2 社会の変化に対応した新たな取組の推進 3 災害時に対応した取組の推進
2 全ての人が円滑に移動し、活動できるまちのユニバーサル化の推進	4 まちでの活動を支える取組の推進 5 移動を支える取組の推進
3 ハード整備の取組を補完する心のバリアフリー化の推進	6 情報提供の推進 7 人的支援の推進 8 相互理解の推進



コラム 「目指すべきユニバーサル社会」とは



年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず
だれもが地域社会の一員として支え合うなかで
安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

～めざすべき社会像～

21世紀の成熟社会を真に豊かな社会とするため、「ユニバーサル社会」の社会像を全ての人が共有できるものとして次のように描き、その実現を目指します。

一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを感じる…。当たり前のことといわれるかもしれませんが、兵庫県は、このことを、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、全ての人が実感できる社会を実現したいと考えます。

そして、人の役に立つこと、人の支えになることで、人は自らを誇りに思うものです。全ての人が、持てる力を存分に発揮して、自分の存在を誇らしく感じることでできる社会こそ、県が目指す社会です。

～兵庫でユニバーサル社会づくりを進めることの意義

—阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う」文化の継承～

平成7年の阪神・淡路大震災で、避難施設の段差解消や、視聴覚に障害のある人、外国人県民への情報伝達が不十分であったこと、人間関係の薄い地域では安否確認が遅れたことなどを忘れてはなりません。

その一方で、ボランティアや、NPO、まちづくり協議会など、県民の主体的な参画と協働による地域づくり活動が各地に広がりました。

これらの教訓を今後のまちづくりや社会づくりに生かしていくとともに、震災復興の中で培った「痛みを分かち合い、支え合う」文化を継承し、根付かせていきたいと考えます。

～ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針～

兵庫県では、ユニバーサル社会を実現するため、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を定めています。

「ひと」「もの」「情報」「まち」「参加」の5つの柱の下、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた取組の方向性等を定めています。

ひと

人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いに関わりなく、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

参加

全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

情報

生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうご・スマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす。

まち

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

もの

全ての人のために利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

